

真庭農業協同組合金融円滑化にかかる措置の実施状況

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

(1) 資金にかかる条件変更等対応状況（債務者が中小企業者である場合）

(単位：件)

	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	7	8	8	8	11
うち、実行に係る貸付債権の数	6	7	7	7	10
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	1	1	1	1

(2) 住宅資金にかかる条件変更等対応状況（債務者が住宅資金借入者である場合）

(単位：件)

	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	9	10	11	11	14
うち、実行に係る貸付債権の数	8	9	10	10	13
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	1	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0

貸出条件変更に係るご意見・苦情については、信用共済部融資保全課へお問い合わせ下さい。

TEL 52-1107